

## 第17回世田谷区農業委員会総会

日：平成30年12月26日（水）

場所：三軒茶屋分庁舎 4階会議室

## 第17回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成30年12月26日（水）午後4時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎4階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、池亀宏、田中宏和、荻部嘉也、  
田中光男、橋本隆男、山崎義清、高橋敏昭、佐藤満秀、渡邊武彦、森安一、  
三田浩司、高橋良治、佐藤治雄、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼  
つとむ

欠席の委員：永井潔、上野博

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 會田航、主事 湯本由美

## 午後 4 時開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第17回世田谷区農業委員会総会を始めさせていただきますと思います。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 議事に入ります前に、本日は上野委員と永井委員が欠席されておりますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、佐藤満秀委員と渡邊武彦委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

本日は(1)の第1号議案がございます。農地法第3条に基づく許可申請についてを1件上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。資料No.1の農地法第3条に基づく許可申請について、本日1件ございますので、ご審議をよろしく願います。

まず、本題に入る前に、ページをおめくりいただきまして13ページをご覧くださいければと思います。まず、農地法第3条については先月の農業委員会総会におきましてもお諮りさせていただいたところでございますので、簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、農地法第3条の許可申請につきましては、農地を農地として所有権等の移転を行うということですが、まずは根拠法令から説明させていただきまして、本日の審議に入らせていただきたいと思います。

それではまず、一番上の下線部の条文から読ませさせていただきます。第3条第1項、「農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」つまり、農業委員の皆様にご審議いただくということになっております。

続きまして、今度は14ページをご覧くださいければと思います。真ん中の下線部、第2項、前項 今申し上げた第1項のことです。の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。この限りでないというのは、つまり許可することができる読みかえていただければと思います。その

下の一から五、また、15ページの六、七ということで、第1号から第7号までの要件があります。こちらにつきましては、12ページに表でまとめたものがあるので、これから説明させていただきます。

それでは、12ページ、A3判の大きい紙です。こちらに基づいて説明をさせていただきます。こちらの表につきましては、調査いただきました佐藤治雄委員からの報告資料となります。農地法第3条の規定による許可申請の調査書の見方について説明させていただきます。

まず、左側から順に読ませていただきますと、縦書きにありますとおり、農地法第3条第2項とありまして、その右に号というところで第1号から第7号までございます。こちらが先程触れました一から七に係ってくるものと読みかえていただければと思います。また、要件及び内容の欄につきましては、14ページにある農地法第3条の第2項の第1号から第7号の条文をまとめたものと見ていただければと思います。右の欄に移りますと、該当の有・無という欄があります。その上の矢印の四角の枠のところをご覧くださいと思いますが、以下の各号に該当する場合、つまり「有」に丸がしてある場合については不許可相当、要は許可してはならないと見ていただければと思います。また、今日の案件については該当する部分ではないんですけれども、右側の欄、該当有の場合の但書の部分のいずれかに該当する場合は許可相当と書いてありますけれども、該当有・無の部分で該当有で不許可相当であったとしても、その下の四角の項目の内1つでも該当していれば許可相当となるという部分については先月の総会でもあったことですので、参考までに補足説明させていただいたところがございます。こちらに基づきまして、後程、農業委員の皆様にもお諮りさせていただきますので、ご承知いただければと思います。

それでは、こちらに基づきまして本題に入らせていただきます。一番最初の資料No.1にお戻りいただければと思います。第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についてでございます。

受付番号30-3-3、

(事務局より、申請人、申請地などについて説明)

高橋会長 では、調査された佐藤治雄委員、結果の報告をお願いいたします。

佐藤(治)委員 12月17日に事務局2名と調査をしてまいりました。

事務局 12ページの表をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

佐藤(治)委員 から さんへ農地の所有権を移すために申請があったものでござ

ざいます。対象農地は、現在は植木畑でございます。農地法第3条許可の審査項目について、調査書に基づきまして、以下ご報告をいたします。

項目に1つでも該当するものがあれば不許可となります。まず、第1号、権利取得者またはその世帯員が効率的に利用していない場合、第2号、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合、第3号、信託の引き受けによる権利取得の場合、以上3点につきましては該当いたしません。

次に、第4号、常時従事要件は、権利を取得する者またはその世帯員の従事日数が原則150日以上なければならないというものでございですが、　　さんは従事日数は　　日ですので、十分に認められます。

第5号、下限面積要件ですが、権利取得前から農地面積は　　aを超えておりますので、十分に認められます。

第6号、所有権以外の権限で耕作している者が転貸しようとする場合、または第7号、周辺地域の農地の利用に支障が生じると認められる場合、この2点につきましても該当いたしません。

以上でございます。

高橋会長　ありがとうございました。この件につきましてご意見がありましたらお願いいたします。

高橋（良）委員　結局、区で所有している畦畔の部分を道路予定地とつけかえるということだと思っておりますけれども、真ん中の斜線の引いてあるところに地番が書いてあるんですけれども、その横のところは、現状は道路になっているんですか。同じような畦畔みたいな形になっているんですけれども。

事務局　おっしゃるとおり、現状では畦畔です。左側の数字が入っていないところ、無番地という表現になりますが、その部分については今現在は畦畔です。

高橋（良）委員　この図面を見たら、たまたまその部分と同じ平米数になったということなんですか。

事務局　そうではないんです。もともとは無地番地なんです。畦畔で、地方分権一括法というのがございまして、平成16年4月の段階で区に移管された土地なんです。そのときは表題登記ということで地番を起こしていなかった。区に山のようにあるということから、こういったケースに応じて表題を起こしていきましょう、つまり地番をつけていきましょうという形にしているんです。今回、こちらがつけかえ交換という形になりますも

のですから、先程説明にもございましたけれども、基本的に等価等積でやっていますので、面積を合わせる必要があったということから、この面積で合わせた形で地番を起こしているんです。という形でやっていますので、ご理解いただければと思います。

高橋（良）委員 その残りの分も……。

事務局 さんの側の中に入っているものをまた下側の残りの部分にくっつける、交換していくような形で、これは所有者が違うものですから、まだいろいろあるという形になる訳です。

高橋（良）委員 何か違うんですか。

事務局 さんの名義だったりするものですから、またそれで出てくる可能性があるということでございます。

真鍋委員 農業委員会の中の審査なので、相続税納税猶予を受けていることなので、等価交換をして税務署の対応をしているという部分だと思っんです。ここは南北道路等が非常に枯渇しているので、街づくり課を中心に基盤を整備したいという動きがまずあって、その中でその支障になるテーマを1つずつクリアしていきながら、ゆくゆくまちづくりをやるという中の一環だと私は聞いています。ただ、1個1個こういう手続をしていかなければ先に進めないなので、1つずつこれが出てきているという解釈でよろしいですね。

事務局 結構でございます。

高橋会長 よろしいですか。ほかにございますか。では、ないようですので採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。それでは、許可することにいたします。

以上で第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終了いたします。

次に、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が2件、農地法第5条が2件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-1をご覧くださいければと思います。

第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-4-9

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

資料No.2 - 2をご覧くださいと思います。

受付番号30-4-10

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、今度は資料No.3 - 1に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-5-18

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

資料No.3 - 2をご覧くださいと思います。

受付番号30-5-19

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 何かご意見はございますか。質問はありますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、第2号議案は終了といたします。

次に、第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが2件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが2件、農地法第3条の3届出の報告についてが1件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。2件ございます。1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 1をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました三田委員、結果の報告をお願いいたします。

三田委員 12月20日に事務局の方2名と現地に伺いました。立ち会っていただいたのは、申請人の さん、あと農協の職員の方も2名いらっしゃっていました。

現状なんですけれども、まず、農業経営は さんがみずからやられていて、時々農協

の人に手伝ってもらう形で頑張っているということ。この中の大体3分の2が植木の苗の畑で、ヒメシャラを作っている。それから、3分の1は野菜の畑になっておりまして、現在はネギが中心に植えてあるんですけども、夏場はトマト、ナス、キュウリというような野菜で、これらは主に自家消費が中心となっているということです。植木の苗の方なんですけれども、ヒメシャラの苗は建築が盛んなところはよく売れたそうなんですけれども、今はなかなか売れなくて困っているというのが さんのお話でした。ですので、苗がだんだんなくなってきてしまうということが悩みみたいですが、調査のときに区の方で使ってくれませんかという売り込みもありました。肥培管理は概ね適切な形でされていたと考えられます。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。それでは、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から報告願います。

事務局 それでは、裏面の資料No.4-2をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました池亀宏委員、結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 12月17日に事務局2人と一緒に現地を確認いたしました。 さんの長男の さんに立ち会っていただきました。耕作等はほとんど さんがやっています、畑には、今はネギ、大根、白菜がまだ残っておりまして、この間の霜でピーマン、ナスはほとんど枯れてしまって、片づけはまだ済んでいないような状態でございます。 さんは今、JAの活動でもお忙しいかとは思いますが、それなりに畑の状態は良好でございます。売り先は、ファーマーズマーケットや畑のところの直販、あとはイベントの時に出たりしている次第です。



以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5をご覧くださいと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました渡邊武彦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 12月14日に聞き取り調査ということで伺いました。亡くなられた さんなんですが、脊椎を痛められていたということで、直接の農作業はほぼ無理だったということなんですけれども、畑にはしょっちゅう出られて、草取り等軽作業は行われていたということです。調査につきましては、立ち会いが さんということです。申請地は今、植木畑ということで、特に紛争とか小作関係は一切ないとのことでした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。では、意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。

2件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、資料No.6、特定農地貸付法に基づく承認申請についてでございます。

簡単に概略をご説明させていただきますと、 区が実施する区民農園の事業に係る案

件につきましては、定期的に農業委員会総会にて審議させていただいておりますので根拠条文の添付は割愛させていただきますが、区が宅地化農地を区民農園として新規、継続も含めお借りする際に根拠となる法律がこの特定農地貸付法であり、今回につきましても継続して借り受ける案件について、2件まとめてご審議をお願いします。

それでは、本文を読ませさせていただきます。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請についてでございます。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 では、調査されました三田委員、結果の報告をお願いいたします。

三田委員 2園、 区の区民農園は、世田谷区 にあります。まず、調査のポイントなんですけれども、農地の効率的、総合的な利用を確保するという点から、この農地が適切な位置にあり、妥当な規模を超えないものであるかというのが1点目として挙げられています。この点については、世田谷区 というところは 区と区境ですので、歩いて5分かそれくらいでこの農園に 区民の方は来られます。大概の方は自転車を利用されるものですから、アクセス等については問題なく、規模も、この資料にもありますように、これで超広大という訳ではなく、概ね区民農園として利用しやすい規模であるかなというふうな印象を持ちました。ここら辺は概ね妥当ではないかと私は考えております。

2番目、特定農地貸し付けを受ける者の募集、選考等が公平かつ適切なものかということとは、今、事務局の方から説明がありましたように、募集要綱にありますように、きちっと区らしくやっているということで、これも問題がない。

3番目、特定農地の貸付期間等の条件や適切な利用を確保する方法等が有効かつ適切であるかということなんですけれども、これについても、やはりここに書かれているように、適切にできていると考えられると思います。

以上の点から、実際に現地を見てきたんですけれども、非常にきれいに作ってありまして、この前の生産緑地の貸し付けのときにいろいろ意見がありました、例えば自転車がどうなるかトイレがどうなるかという話では、これは区民農園で違うものではあるんですけれども、自転車を置く場所もきちっと確保されていますし、 区の場合は確かトイレはないんですけれども、逆に言うと、世田谷区の公園のトイレを使えという指示がないということです。世田谷区の区民農園には世田谷区の公園のトイレを使って下さいという指示が書いてあるんですけれども、遠慮されてということなんでしょうか、逆にそういう

形で世田谷区に対する配慮みたいなものがあるという形です。そのほかの、例えばいろいろなものを置く小屋とかはすごくきちんとできていて、きれいな感じでできているかなと感じられました。耕作されている方もすごく目いっぱい使って楽しんでいらっしゃる、よく使われている区民農園かなという印象を持ちました。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

高橋（良）委員 世田谷区も 区も多分同じだと思うんですけども、この中で、図面を見る限り、さっき言われたトイレとかの問題は解決していないと思うんです。この前の貸付農地のときに、トイレの問題で周りの住民が迷惑しているという話が十分あるという話で、この近くにはそういった区の施設みたいなものがあるんですか。

事務局 区の担当者に伺う中で、積極的には案内していないということなんですけれども、世田谷区立のトイレがある公園は近くにあります。参考までに、6ページの区民農園のところをご覧いただければと思います。こちらの部分が、昨年、第1回農業委員会総会のときにお諮りさせていただいたところなんですけれども、こちらの隣のところに世田谷区の区民農園が実はあります。1つの農地で半分ずつ、世田谷区と 区で使わせていただいています。世田谷区の中では近くのトイレがある公園をご紹介させていただいています。なお、 区民農園のすぐ上のところにもう1件の 区民農園もありますので、そちらの利用者においても近くの公園のトイレを実態として使っていただいています。

三田委員 公園が近いので、私がふれあい農園でタケノコ掘りをやるときは、ほぼこの近くなんですけれども、公園のトイレを案内していますので、そういう手もあるかなと思います。

高橋（良）委員 宅地化農地にしないと、世田谷区の場合借りていないですよ。そうすると、近くにそういった公園がない場合は例えば休憩所だとかトイレはどういう対応をしていくのかなという問題なんです。

事務局 ケース・バイ・ケースだと思います。もちろん近くになれば、何とかして対応策を考えなければならない。多数の利用者の方がいらっしゃる中で、もちろんトイレは必ず必要という部分はあるかだと思います。

高橋（良）委員 宅地化農地にしてしまえば全然問題ない訳ですから、周りに余り迷惑かけないで、三方よしの方がいいのかなという気がするんです。

事務局 私どもは宅地化農地をお借りするに当たっての条件として、近隣にトイレがある公園があることという条件づけはさせていただいているんですけれども、なければ、例えば公の施設とかも可能性としてはあるのかなと。ただ、畑ということで土による影響が生じる可能性があり、施設の方と調整が必要になってくるかと思います。

高橋（良）委員 そういう方向でいくということですね。

高橋会長 それでは、ほかに意見はございますか。ないようですので、採決させていただきます。

申請を承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。それでは、承認することといたします。

以上で、特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議は終わります。

続きまして、農地法第3条の3届出の報告についてですが、専決処理となっております。報告のみとさせていただきます。

1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。

お手元の資料No.7をご覧くださいと思います。農地法第3条の3に基づく届出についてでございます。

まず、簡単に説明させていただきますと、農地法第3条というのは、本日の案件にもありましたとおり、農地を農地として所有権の移転等を行う場合に農業委員会の許可が必要というのが今日の第1号議案だったところでございます。ですが、この第3条の3については農地法第3条の例外規定であり、その相続や時効等により農地を農地として権利取得した場合は農業委員会に届け出を行えばよいと定められています。なお、この農地法第3条の3につきましては、今年の7月の総会でもこの案件を取り扱っていますので、根拠条文等の説明は割愛させていただきます。

資料No.7、第3号議案農地法第3条の3に基づく届出について。全件専決処理ため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-3・3-2。

（事務局より、届出人、届出地などについて報告）

事務局からの報告は以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。それでは、ないようですので、農地法第3条の3届出の報告については終了いたします。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、第5の協議事項に移ります。

(1)の平成31年2月の総会日程(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.8、平成30年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧くださいと思います。

次回の総会開催日時につきましては、1月31日木曜日の午後1時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室にて開催されることが決定しております。

2月の開催日時につきましては、2月25日月曜日午後3時から、会場はこちら区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

高橋会長 では、質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですね。それでは、開催案どおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.9-1をご覧くださいと思います。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

本件につきましては、前回11月30日に開催されました第16回農業委員会総会にて、主たる従事者証明について農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。翌開庁日の12月3日以降に買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出なしと結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

それでは、資料No.9-1を読ませていただきます。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件について何か質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、ないようですので、この件は終了といたします。

次に、(3)の東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)について協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.10をご覧くださいと思います。東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)でございます。

簡単に経過をお話しさせていただきますと、農業委員会等に関する法律第53条により、農業委員会系統組織は、世田谷区農業委員会の支援組織であります一般社団法人東京都農業会議を通じて関係行政機関等、つまり国や都に農地利用最適化推進施策等の改善について具体的な意見を提出しなければならないものとされております。東京農業が抱えるさまざまな課題解決に向けて、世田谷区農業委員会におきましても、毎年、委員の皆様以案をご提示してご意見を頂戴し、東京都農業会議に上げたうえで、来年1月11日に開催予定の地区別農業委員会検討会にて集約されることになっております。なお、来年1月の検討会におきましては、高橋会長及び事務局が出席して審議することとなっております。なお、集約されたものにつきましては、来年2月22日に昭島市にて開催される東京都農業委員会・農業者大会において国に対する要望を、また、来年3月19日に開催される、高橋会長も出席予定の東京都農業会議通常総会において都に対する要望を決定し、要請活動に取り組んでいくこととしております。

本件につきましては、既に本総会開催案内をお送りした際に同封させていただいたところでございますが、内容についてご確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、要望案についてでございますけれども、国に対する要望につきましては、昨今、都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画策定に基づき昨年6月に生産緑地法が改正されたところですが、その内の1つである特定生産緑地に係る制度等を中心に要望を上げさせていただいたところが1つ。また、都に対する要望につきましては、例えば について、東京都のパワーアップ事業の後継事業として都市農地活性化支援事業が始められましたが、事業実施形態について、従前と変わらず区を挟むことや3人以上で経営することを条件としているところから、手続の簡素化への改善要望等を上げさせていただいたところでございます。内容をご確認いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

この要望はもう提出してしまったんですか。

事務局 これから提出します。

高橋会長 これから、追加することはできるんですか。

事務局 これで決定ではなくて、あくまでも案でございますので、ありましたらまた追加することができます。

高橋会長 ということですので、皆さん、ご意見とか要望がありましたら、ぜひどんどん出していただければと思います。今までの法律も疑義があれば出していただいて結構です。通るかどうかは別ですけども。

菅沼委員 毎年出して毎年言っているということは、ほとんど通っていないということですね。

高橋会長 そうですね。

よろしいですか。それでは、この件は終了といたします。

この要望案については、今日すぐということではないので、追加が何かありましたらお願いいたします。

次に、(4)の平成31年度世田谷区農業委員会活動計画(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.11をご覧くださいと思います。平成31年度世田谷区農業委員会活動計画(案)の協議でございます。

平成21年度に農地法の改正があった中で、農林水産省からの指導により、毎年、各農業委員会において活動計画を作成し、報告することとなっております。まず、農業委員の皆様のご意見を頂戴し、集約したものを来年2月発行予定の営農だよりにて一般の農家へ周知し、ご意見を頂戴した上で、最終的に来年4月の農業委員会にてお諮りした後に5月の営農だよりにて報告するという予定になっていきます。つきましては、次回1月の総会までにこの内容をご確認いただきまして、ご意見等ございましたらそのときに伺いたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

なお、今回お示ししているものにつきましては、今年度、平成30年度の内容と基本的には変更はございません。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 何か質問がございましたらお願いいたします。

菅沼委員 活動計画については、具体的には出てこない訳ですか。活動計画をつくるということは、予算が絡む話だし、来年度予算に入れないと活動はできないという話になると考えますが。

事務局 例年出しているもので認定、認証農業者に関する事業についても予算化されているもので、今年の農業委員会の活動計画として入れさせていただいています。ただ、これからまた具体的なもので何か追加が欲しいよということであれば、ある程度、調整して追加することも可能です。

高橋会長 ほかにございますか。なければ、この件は終了といたします。

以上で協議事項は終了いたします。

続きまして、第6の報告事項に移ります。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.12をご覧くださいと思います。表題にあります都市農地貸借円滑化法（特定都市農地貸付け）による市民農園開園の条件についてのご報告でございます。

資料No.12につきましては、先月、農業委員の皆様にご審議させていただきました特定都市農地貸付け、都市農地貸借円滑化法による借受人が市民農園を開く場合についていろいろご審議いただいたところでございます。これを承認をするに当たって、相手方である借受人にご提示する内容について、案ということで先月はご審議したところでございますけれども、近隣に対する配慮、騒音、土ほこり、そういう部分について、まずは守らせるべきだというご意見もいろいろいただきました。これを追加しまして、会長、職務代理とご相談いたしまして、最終的にこのような形で借受人にご提示したことをご報告いたします。

なお、今申し上げました近隣に対する配慮という項目を4に追加で入れています。また、トイレという部分についても、同じ4の中で、必要最小限という部分を追加しております。今後も内容変更もしていくことができますので、また次回の案件が上がってきたときに追加していきたいと思っております。それがまず1点でございます。

また、続きまして、先月の総会でいただきましたご要望として、相手方との意見交換の場を作っていただきたいというお話がありました。私どもとしても会長と相談させていただく中で、案ということでお話をさせていただきますと、これから相手方と私どもで連絡をとって現地で確認させていただくという形で進めさせていただきたいと思っております。まず



は借受人にお越しいただいて、農業委員との話し合いを現地でということ考えています。

日程についてですが、農園が来年2月に開設する予定だと伺っています。その開設する時期に合わせて、来年1月31日に農業委員会総会が午後1時に開催されますので、お昼を挟んでしまいますが、その日の午前中に行くのはいかがかと思っています。

高橋（良）委員　すごいスケジュールですね。午前中に市民農園を見に行って、午後総会やる訳ですか。

事務局　というようなところでいかがかと思っています。

続けて、今度は、どなたが行かれるかについてになります。21人全員が行って話すという方法もあると思うんですが、他の方法として代表者何名かで行かせていただいて意見交換をさせていただくというのもありなのかなと。1月31日午前中にやるのであれば、その後、総会のときにその意見交換の結果について皆様にご報告いただくということで皆様とも早い段階で共通理解していただけるかなと、先程会長とお話しさせていただいたところでございます。

高橋会長　これは私の提案なんですけれども、何せ畑は広いんですが、周りが狭い。周りの道が余り広くないんです。ですから、大勢で行かれてしまうと、それこそ自分たちのいるところもないような感じになりかねないので、できる限り代表の方に行っていただいて、借受人からお話を聞いていただく。自分で行きたいという人もいるでしょうけれども、そういう形で行ってもらえればと思っています。

それでよろしいですか。午前中、10時半ぐらいでいいんですか。

事務局　現地に10時ぐらい。1時間、時間を頂戴して、その後、会場の移動を挟んでお昼を召し上がっていただいて、午後1時からこちらの三軒茶屋で農業委員会総会という流れで持って行けたらと今考えています。

高橋会長　それでよろしければ、実行したいと思います。

高橋（良）委員　例えば希望者を何人か出すというのは。

高橋会長　どうしても行きたいというか、私も見てみたいという人、別に4人、5人じゃなくていい訳ですから。

佐藤（治）委員　オープンした日なんですか。

高橋会長　オープンする前です。2月からです。

高橋（良）委員　2月1日からということですか。

事務局　予定では2月1日というふうに。

佐藤（治）委員 区画とかそういうのはできているんですか。

高橋会長 多分できていると思います。私はそこまで詳しくは分からないんですけども。

事務局 形としてはでき上がっていると思います。

高橋（良）委員 2月1日オープンなら、前日の31日ですから大丈夫だと思います。

佐藤（治）委員 できてから行った方がいいような気もするけれども。

菅沼委員 オーナーが整備するんですよね。

高橋会長 そうです。オーナーが整備するんです。

見てもらえば、自転車を置くところは、例えば区画と区画の間の道を作らないと話にならないですから、そういうところに自転車は置けるのではないかと思います。一番問題なのはトイレですよね。くみ取り式なら置けるのか、それは税務署側の問題になってしまうので。

池亀委員 2月1日にオープンということは、トイレだとか自転車置き場だとか物置だとかを含めて、税務署の見解は出ているかと思うんだけど、出ていなかったらできないから、その辺の情報は入ってきているんですか。

高橋会長 多分入ってきます。農協がかかわっていますので、情報は入ってくるはずですよ。

高橋（良）委員 この間の研修で国交省の担当者、農水省の担当者が、最後、農業委員会が承認していくみたいな言い方をしていたので、農業委員会も慎重に審議していく必要がありますね。

高橋会長 でも、農業委員会はそんな権限はないんですよ。

高橋（良）委員 ないけれども、あのときの話だと、国の担当者はそういうふうに考えているので。

高橋会長 これは、農業委員会には何にも権限はないんですよ。

高橋（良）委員 法律的にはだめかもしれないけれども、一定の指針なり考え方なり、出せるようなものを作っていないと、話がまとまらなくなってしまうんじゃないんですか。

高橋会長 基本的には税務署が決めたりする話ですので、税務署がだめと言ったらだめですよ。

高橋（良）委員 やってはいけない部分というのは多分あると思うんです。その辺のき

ちんとした説明とか、相手に対しての抑制というか、そういうのはやらないといけないのかなと思うんです。

池亀委員 ただ、そうなる、先月のときもそうなんだけれども、その案件がかかったときに、農業委員会としては何を検討して何の承諾をするべきなのか。要するに、農業委員会としては、どういう契約の内容になっていようが、それはこの間の例で言うと地主と借受人の問題だから、農地を守る云々に契約内容がそぐわなくても、そこには一切タッチをしないものなのか。あくまで都市農地貸借円滑化法に決まっている事柄をクリアしていれば農業委員会としては、ただ承認するような話なのか。相続の方は、やれ税務署だ、土地の契約書に関しては農協が間に入っているからどうのこうののだという、じゃあ、この案件が出てきたときに農業委員会としては何を判断するんですか。

高橋会長 私の考えとしては、貸す側よりも借りる人たちがちゃんと農業をやるかどうかの問題だと思います。それを判定するのが私たちで。

池亀委員 それは借受人がやることじゃないんですか。農業委員会がやることですか。

高橋会長 我々は、借受人が農業をきちっとやれるかやれないかという判断をするべきなんです。基本的には、この法律というのは、都市農地を健全に守るためのものが本来なんです。この間も言いましたけれども、農業者を守るのではなくて、農地を守る、生産緑地を健全な形で守る。ということは、借りる側がちゃんと農業をやっていないとだめということになると思います。

池亀委員 私はこの間も言ったけれども、生産緑地を守るのであればこの円滑化法の内容はおかしいし、相続税納税猶予制度を守るのであればこの内容はおかしいと私は解釈をしているので、相続税納税猶予制度というのは、3億もの土地を84万云々で相続ができるというのは、農業を守るためにみずから耕作をするからそれだけの優遇を受けているのであって、所有者は殆んど何にもしなくて、借受人に任せて3億の評価のものが84万で相続ができて云々なんていうのは、私はどう見ても理解ができないんですよ。

高橋会長 私も確におかしいと思います。でも、そういう法律なので。

池亀委員 だから、言っているとおり、それだったら、その案件が出てきたときに、農業委員会として何をチェックする話なのかということをお聞きしているんです。

高橋会長 ですから、何回も言うように、農地を守る人、要するに農地で農業をやる人がちゃんとやれるかどうかということです。そのために農地パトロールもなければいけ

ない。ですから、農業が主体なんです。何度も私は言っていますけれども、農家じゃない、農業が主体なんです。農地を守るためなんです。それが問題だと私は何度も言っているんですけれども、そういう法律ができてしまった。

高橋（良）委員 農地としてきちんと整備された状況ではそれでいいと思うんです。だから、我々としては、例えば生産緑地で納税猶予のところにトイレができてしまったり休憩所ができてしまったら多分まずいと思うんです。だから、そのところがちゃんとできていれば、最後は、農地を守るために、きちんと農地として使っているかどうかというチェックはいいと思うんですけれども、その農地として提供する部分と一番最初の部分で、きちんとそれができているかどうかというのをチェックしないといけないんじゃないんですか。

高橋会長 だと思います。

高橋（良）委員 そのところをどういうふうに世田谷区として監視していくかというところではないんですか。

高橋会長 それは、税務署がいいと言えばいいということになる。

高橋（良）委員 でも、そうしたら、生産緑地で納税猶予のところにトイレを作られてしまって、みんなだめだと言っているのに何でそこだけいいんだという話になってしまうじゃないですか。

事務局 あくまで個人的な見解ですが、もともと、生産緑地で納税猶予が適用されている生産緑地については、所有者にやっていただくから生産緑地で納税猶予に乗ることができるんです。私も基本的にそう思っているところがございます。ただ、今回、法律改正によって、生産緑地を貸しても良い、それにプラス、市民農園をやってもいい、その場合でも相続税納税猶予に乗ることはできるということを国で考えた訳です。もちろん国交省だけではなくて農水省及び税に係る部署も統一してそういう見解を出している訳です。基本的に市民農園というのはどういうものかというのを全く知らないでそんなことをする訳がないですから、市民農園というのは多数の方がいらっしゃって、区画を分けて、利用する訳です。そういうことも含めて理解した上で納税猶予を適用できるという論理からすると、多数の人間が来る市民農園は必然的にトイレとか駐輪場とかは必要な訳ですから、本来認めていくことになるのではと思います。

高橋（良）委員 そのところでずれが出てきている。

佐藤（治）委員 そういうふうに持っていきたくないんじゃないのかね。それを認めてしま

う訳でしょう。トイレはない、自転車置き場はない、地域から苦情が来る。その際に農業委員会が使われてしまっているような感じで、この間の研修を受けても、地域の農業委員会がそれは判断して下さいということになってしまう。

池亀委員 責任転嫁以外の何物でもなくて、では、ほかの案件で個人の人が納税猶予を受けたいんですよといったときに、片や自分がやってもいない方の畑が納税猶予に乗っかれて、自身で一生懸命やっている人の方の、この物置は農業の機械が入っているかもしれないけれども、これはだめですよって、そんなばかな話では、私らの立場は、その方から尋ねられたときに答えようがなくなってしまうと思うんです。自身で一生懸命やっている人の農業用の耕耘機が入っている物置がアウトで、片や人にやらせているのに、トイレだとか今言った物置がオーケーって、何ですかと言われたときに、そここのところを聞いておかないと、私らは立場的に説明ができない。法律で決まっているからとは言えないですよ。

諸星委員 ただ、今回の事例ですけれども、現実問題として、どうしてもやむを得ない事情ということで置かせざるを得ないという状況はある訳です。自分は従事したくてもできないという、ある意味では特殊と言えるか分かりませんが、そういった条件を農業委員会としてどう見るかということもあるんじゃないですか。それは必要なことだと思います。本当は働けるのに、従事できるのに貸すということは、私たちもそれは許せないと思いますけれども。

池亀委員 ただ、従事できなくなるからこの法律を利用するとは書いていないですよ。書いていない限り、おたくは元気なんだからだめですよと農業委員会で結論なんか出せないですよ。

高橋会長 農業委員会では出せませんね。

高橋(良)委員 法的な手続をきちんととってくれば、許可せざるを得なくなってしまうんです。

池亀委員 悪意にとって、もう農業は大変だから、これに乗っかってしまおうと思ったら、幾らでもできてしまう話なんですよ。

高橋会長 よくないですよ。

池亀委員 だから、よくないのであれば、そのよくない部分のどこを基準にするのかを教えてくださいとお願いしているんですよ。

真鍋委員 今の池亀委員が言われていることはさっき事務局が言われたことで、市民農

園として貸したところで、それが相続税納税猶予を受けている農地であろうとも、それだけの人たちが集まることを想定していたら、農業用倉庫やトイレ等は認めていくということに仮になったとすれば、先程、池亀委員が言われた、相続税納税猶予を受けたところは農業用倉庫であるとか何かはだめなんだという部分まで、もしかしたらこれと連動してオーケーになる可能性も私はあると思うんです。逆にね。

だから、今回のこの動きがほかのことにどういうふうに波及するか。それによって、農業委員としては、聞かれたことに対して、実はこういうことを税務署が認めたので、これからは相続税納税猶予を受けた生産緑地でもこのことは可能になりますと言えるか言えないかということもあり得ると思うんです。いずれにしても、法律が施行されて動き出してしまったから、これを税務署がどういう対応をするのかというのは、今の段階で、我々としてはとりあえず見ていくしかないと思うんです。だから、池亀委員が先程言われた、その情報は入っていますかというのはすごく大事なことから、それはまた農業委員会の中でもちゃんと報告をもらうし、とりあえずさっき言った1月31日のことは、代表者が見に行きましょうよ。

池亀委員 ただ、2月1日からの契約で、今の時点で入っていない訳ないんですよ。

真鍋委員 それについては、情報が入ったら私たちに教えて下さいよ。本当に関心があるところだから。それと、この議題は行くか行かないか、代表が行くかということになっているから、これだけは決着をつけていただきたいんです。

佐藤(治)委員 情報は入るんですか。2月1日の時点でそういうのがオーケーだとか、駐輪場がオーケーだとか。

池亀委員 入らなきゃできないですよ。

佐藤(治)委員 そうしたら、私たちの納税猶予の土地に、物置が建っているところも当然オーケーになるでしょう。もうちょっと税当局が実態を把握しないと見解は出ないよな気がする。オープンしたところがトイレもなく、自転車は道路に置いてしまって、地域の人から苦情が出てしようがないということが起こって初めて税務署が見解を出すよな気がするんだけど。

だから、2月1日の時点では見解は出ないんじゃないかと思うんです。

事務局 2月1日からオープンする訳ですから、それなりの設備も当然整える訳ですし、借受人の場合は特に内覧とかもやりますので、ある程度の方針とか方向性はその時点では当然やられているはず。税務署がどこまでいいよということの見解を出すかどうかと

というのは税務署の問題ですから何とも言えないんですけども。

佐藤（治）委員 今回の借受人が関わる農園は区内にもありますが、その現場はどうなんでしょうか。

高橋会長 その現場の話ですけども、私の農地の近くだから分かりますけれども、生産緑地に民間型の体験農園があります。

佐藤（治）委員 生産緑地で納税猶予じゃないんですか。

高橋会長 そこでは、納税猶予は受けられないことになっています。

高橋（良）委員 今回は、新しい法律ができてから初めての世田谷区の案件だから。

池亀委員 で、この間、佐藤治雄委員にも見に行ってもらったんですけども、かなりのスペースを休憩所だとか資材置き場だとか、簡易的なハウスの中に何かを置く、あれで何坪ぐらいあるんだろう。かなりの坪数を使っているよね。

高橋（良）委員 そこにはトイレがあるんですか。休憩所は。

池亀委員 トイレはあったと思う。

穴戸会長職務代理者 所有者は農業ができないんですか。

池亀委員 元気ですよ。今まではさんとそのさんが2人でその農家はやっていました。いかんせん、反、反ぐらいだから反、道を挟んで反ぐらいあるんですよ。その半分の反を今言ったように、この間の案件よりももっと前に、9月か10月に。

高橋会長 現地視察をするかどうかを決めましょう。

高橋（良）委員 現地視察に行く人間がどのぐらいまでだったらオーケーなのかも。

事務局 周りの状況が狭いというところもあって、先程こんな形でということで提案させていただいていますので、それでよろしいのか、あるいは、もうちょっと人数が必要なのか、そういったところを今決めていただければと思います。

佐藤（治）委員 開園してからの方がいいんじゃないかなと思うんですけども。

事務局 開園の話ですけども、その時点では、2月1日にオープンということですので、中が全く何もできていないということはありませんので、また、先程言いました内覧とかもやっているケースもございますので、そのときにはちゃんとトイレがあります、あれがありますということは、借受人からもご説明はできると思いますので、それで構わないのかなと考えております。

高橋会長 農協も絡んでいるので、報告はすぐにもらえるはずですよ。ただ、農業委員会総会が1回しかないのですが、確認しておきます。メンバーは事務局にお任せ願えます

か。

事務局 では、私どもで会長と相談しながら進めさせていただくということで。

菅沼委員 ほかの生産緑地とかについて、新しい法律のもと、民間がやるような情報が入っていますか。

事務局 他の市とか区の状況ですか。

菅沼委員 23区でも。

高橋会長 練馬でも案件があるようです。

高橋会長 それでは、ほかに。

山崎（節）委員 チラシでは、休憩スペース、トイレはつけますというふうに案内が載っております。

菅沼委員 税務署がオーケーしたものかというのはまた別かもしれない。

事務局 その辺の話も、会った段階でもお話しできると思いますし、その中で皆さんのご判断を仰ぎたいところもありますので、視察の際は、よろしくお願いします。

高橋会長 これにて予定案件は全部終了いたしました。

それでは、職務代理から閉会のご挨拶をよろしく願いいたします。

（宍戸職務代理者あいさつ）

午後 5 時34分閉会